

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要（風力関係）

1. 背景

中央環境審議会においてとりまとめられた「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」（平成 22 年 2 月 22 日）において、「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべき」とされ、これに基づき「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」において検討がなされ、報告書がとりまとめられた。（平成 23 年 6 月 21 日）

この報告書に基づき、風力発電所の設置の工事業等を環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業とするため、必要な要件等を定めるべく環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号。以下「施行令」という。）の一部を改正するもの。

2. 内容

（1）対象事業の規模要件（別表第 1 関係）

出力が 1 万 kW 以上である風力発電所の設置の工事業を第一種事業とし、出力が 7,500kW 以上 1 万 kW 未満である風力発電所の設置の工事業を第二種事業とする。変更の工事においても同様とする。

（2）軽微な修正の要件（別表第 2 関係）

発電所の出力が 10%以上増加しないこと、修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

（3）軽微な変更の要件（別表第 3 関係）

発電所の出力が 10%以上増加しないこと、変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと、発電設備の位置が 100 メートル以上移動しないことを要件とする。

（4）その他

法 54 条第 1 項における政令委任事項については、施行令第 13 条の規定を準用する。

3. 今後の予定

閣議決定：平成 23 年 11 月 11 日

公布：平成 23 年 11 月 16 日

施行：平成 24 年 10 月 1 日